

## 輸出入貨物の物流動向調査実施要領

最近の貿易構造の変化に伴い、輸出入貨物の物流動向に対する関心が急速に高まってきていることから、財務省関税局及び各税関では、皆様のご協力によりまして、これまで輸出入貨物の物流動向調査を実施してきたところであり、平成 20 年度についても、下記の要領で調査を実施いたします。

つきましては、輸出入者、通関業者及び関係団体の皆様にご負担をおかけすることとなりますが、この調査の趣旨をご理解の上、格段のご協力を賜りますようお願いいたします。

また、輸出入者の皆様におかれましては、通関を依頼される通関業者の方に、生産地、消費地、輸送手段をインボイスの余白などに記載(手書きで可)してお渡し頂ければ幸いです。

なお、この調査の個々の回答内容につきましては、当方で責任をもって秘密を厳守するとともに、特定企業の実態が明らかにならないようにいたします。

### 記

#### 1. 調査実施期間

平成 20 年 9 月 22 日(月) ~ 9 月 28 日(日)の1週間とします。

#### 2. 対象貨物

上記調査実施期間中に申告される海上及び航空の普通貿易統計計上貨物(輸出については積戻し及び再輸出、輸入についてはIS、IM、IA、BP及び再輸入を含む。)を対象とします。

したがって、少額貨物(1品目 20 万円以下のもの)等の貿易統計計上除外貨物は対象外となります。また、郵便物についても対象外となります。

(注)関税込率法第19条の3(輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)等に該当する場合でも、輸入申告された時期が物流動向調査期間内であれば対象貨物となります。

IS : 蔵入承認、IM : 移入承認、IA : 総保入承認、BP : 許可前引取承認

#### 3. 調査事項

##### (1) 航空輸出入貨物・・・生産地 / 消費地

混載、非混載の別

国内輸送手段(生産地 積込空港 / 取卸空港 消費地)

重量(グロス・ウェイト)

##### (2) 海上輸出入貨物・・・生産地 / 消費地

国内輸送手段(生産地 積込港 / 取卸港 消費地)

重量(グロス・ウェイト)

は当該申告に係る貨物の合計重量(グロス・ウェイト)です。申告重量(ネット・ウェイト)ではありません。

#### 4. 調査方法

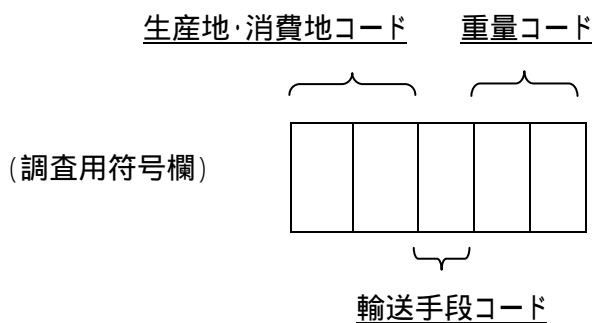
##### (1) マニュアル申告

輸出入申告書の調査用符号欄(5桁)を使用して行います。

最初の2桁…生産地/消費地のコード【別紙1】

中央の1桁…輸送手段のコード【別紙2】

最後の2桁…重量(グロス・ウェイト)のコード【別紙3】



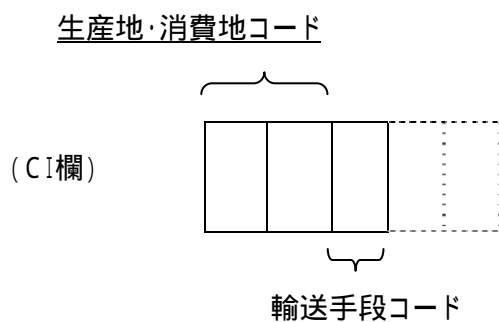
##### (2) システム申告(含 CuPES)(重量コードについては、入力不要です。)

CI(税関調査用符号)欄を左詰めで3桁使用して行います。

最初の2桁…生産地/消費地のコード【別紙1】

中央の1桁…輸送手段のコード【別紙2】

最後の2桁…入力不要



#### 5. 記載要領

##### (1) 生産地

【別紙1】のコードにしたがって記入(入力)して下さい。ただし、再輸出貨物など生産地が不明の場合には出荷地とします。また、生産地又は出荷地が複数都道府県等にまたがる場合には、重量ベースで最も大きな割合を占める貨物の生産地又は出荷地のコードを記入(入力)して下さい。

##### (2) 消費地

【別紙1】のコードにしたがって記入(入力)して下さい。ただし、IS又はIMで行き先未定の貨

物は当該IS地又はIM地とし、その他で未定の場合には最初の輸送先とします。また、消費地等が複数都道府県等にまたがる場合には、重量ベースで最も大きな割合を占める貨物の消費地等のコードを記入(入力)して下さい。

### (3) 輸送手段

【別紙2】のコードにしたがって記入(入力)して下さい。

#### ・航空輸出入貨物の場合

輸出入の際の形態(混載/非混載)と、国内輸送(生産地 積込空港/取卸空港 消費地)の手段で定まるコードを記入(入力)して下さい。(混載か非混載かは、国内輸送時の形態ではありません。したがって、航空混載貨物で輸入されたが、消費地まで自動車で他の貨物と混載されずに輸送された場合でも、コードは、「0(混載 - 自動車輸送)」となります。)

輸出入貨物が自動車で国内輸送手段が自走である場合には「自動車輸送」としてコードを選択して下さい。

#### ・海上輸出入貨物の場合

国内輸送(生産地 積込港/取卸港 消費地)の手段のコードを記入(入力)して下さい。

複数の国内輸送手段による場合には、最も長距離の輸送を行う国内輸送手段でコードを選択して下さい。また、当該申告貨物中に国内輸送手段の異なる貨物がある場合には、重量ベースで最も大きな割合を占める貨物の国内輸送手段でコードを選択して下さい。

### (4) 重量(グロス・ウェイト)

マニュアル申告の場合、当該申告に係る貨物の合計重量(グロス・ウェイト)を【別紙3】のコードにしたがって記入して下さい。

システム申告(含 CuPES)の場合は、入力不要です。

## 6. お問い合わせ先

財 務 省	関 税 局	調 査 課	統 計 係	(03 - 3581 - 4111)内線2518
函 館 税 関	調 査 部	調 査 統 計 課	(0138 - 40 - 4281)	
東 京 税 関	調 査 部	調 査 統 計 課	(03 - 3599 - 6384)	
横 浜 税 関	調 査 部	調 査 統 計 課	(045 - 212 - 6100)	
名 古 屋 税 関	調 査 部	調 査 統 計 課	(052 - 963 - 6035)	
大 阪 税 関	調 査 部	調 査 統 計 課	(06 - 6966 - 5390)	
神 戸 税 関	調 査 部	調 査 統 計 課	(078 - 333 - 3065)	
門 司 税 関	調 査 部	調 査 統 計 課	(050 - 3530 - 8380)	
長 崎 税 関	調 査 部	調 査 統 計 課	(095 - 828 - 8658)	
沖 縄 地 区 税 関	業 務・調 査 部 門	調 査 統 計 課	(098 - 862 - 9650)	